

選挙管理委員会

高知市公文書管理委員会 第4回会議
令和6年2月15日(木)
配布資料 ③

質問事項等取りまとめ

連番	発信者	連絡	区分	ページ	条項等	該当部分	発信内容	実施機関及び事務局からの回答等	変更した内容		
									区分	ページ	条項等
1	西森委員	メール	規程	6	第23条 第24条	委任及び準用	第23条(委任)と第24条(準用)との使い分け、棲み分けはどのように想定されているのでしょうか。	第24条(現第25条)の準用により、市長部局の規程を例に文書事務を進めますが、市長部局の規程以外に選挙管理委員会事務局で細かいルール(細則)を定める場合に第23条(現第24条)の委任の規定を置いています。			
2	依田委員	メール	規程	2	第2章	管理体制	ガイドラインでは、総括文書管理者を置いて、様々な事務を行うことが記載されている。選挙管理委員会事務局ではこれらの事務は誰が行うのか。同様に、監査責任者が行う事務は誰が行うのか。	選挙管理委員会事務局では総括文書管理者を事務局長とし、市長部局を例として文書管理を進めますが、組織の規模も違うため、監査責任者は置かず、事務局長が事務を行うこととなります。			
3	依田委員	メール	規程	6	第19条	執務室及び共用書庫における保存	ガイドラインにある第45条の3の「この場合において、公文書ファイル等を共用書庫で保存するときは、当該公文書ファイル等を保存した書架の位置を特定できる詳細な保存場所の情報を文書管理システムに登録しなければならない。」の記載がないが、その理由は何か。	選挙管理委員会では共用書庫を利用していないため、記載しておりません。他部署の共用書庫が利用できるようなれば、他部署のルールに従い実施してまいります。			
4	依田委員	メール	規程	6	第22条	点検及び管理状況の報告	監査の記載がないが、問題ないか。 また、管理状況の報告の記載がないが、表題にはある理由は何か。	監査については文書法制課の協力を経て適正に実施することを考えております。管理状況の報告については本文中第23条に記載しています。			
5	依田委員	メール	規程	6	第22条	「...その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。」 他1箇所:附則6号の「総括文書管理者」とあるところ	総括文書管理者とは誰か。	総括文書管理者は事務局長とします。(第3条を追加)			
6	依田委員	メール	規程	11	6(1)	選挙の記録に関する文書	具体例に記載のある「選挙の記録」が移管されれば、10ページにある1~4の選挙等における後世に残す情報が網羅されていると考えて良いか。 また、「選挙史」や「選挙の記録」は、これまでも保存期間1年とされていたか。	「選挙の記録」が移管されれば、後世に残す情報は網羅されています。 また、これまでの「選挙史」や「選挙の記録」は、保存年限を常用としています。			
7	依田委員	メール	規程		別表		委員長や事務局長等の「事務引継書」の項目がないが、問題ないか。	記載が抜かっていました。			
8	依田委員	メール	規程		別表		ガイドラインにある「職員の人事」や「文書に関する事項」など各実施機関に共通してあると考えられるものの項目がないが、問題ないか。	記載が抜かっていました。			